



2017年7月24日

## 中国における第5回全国金融工作会议の開催

公益財団法人 国際通貨研究所  
開発経済調査部 上席研究員 梅原直樹

7月14-15日、中国・北京で5年に一度の全国金融工作会议が開催された。本会議の初回開催はアジア通貨危機発生直後の1997年11月に遡る。当時の中国はまだIMF8条国に移行して1年であり、アジア通貨危機の影響は必ずしも大きくなかった。むしろ中国では、国有商業銀行の貸出の不良債権化が深刻になっており、乗り越えねばならない大きな構造問題となっていた。中国政府はその後、国有企業改革を断行し、不良債権は銀行のバランスシートから切り離して管理・処理されることになった。この結果、不良債権の重荷から逃れた国有商業銀行は、2000年代前半に株式の上場に成功し、当局の厳しい規制を受け入れながら、中国経済の安定的な成長に寄与する存在になった。

今回の全国金融工作会议は、アジア通貨危機から既に20年が経ち、2008年のグローバル金融危機から約10年過ぎたタイミングでの開催となった。この間、中国の国情や金融環境は大きく変化した。インターネット金融や電子決済が一般化し、民間企業のグローバルな活動も活発になり、「一带一路」構想は中国企業の海外進出を促している。企業が国内社債市場で調達した資金を海外M&Aに振り向けることも珍しくなくなった。他方、昨年来、為替レート形成メカニズムの改革はやや遅れ気味で、急激な海外への資本移動を制限するために不透明な形での窓口指導が行われているとされる。

今回の全国金融工作会议では4つの原則と3つのタスクが掲げられた。また、国務院において金融安定発展委員会という新組織を立ち上げることが決まった。4つの原則とは、①金融を経済・社会の発展に貢献するという役割（本源）に立ち返らせる、②金融市場・金融商品を含む金融構造を改善する、③金融機関、金融市場への監督・管理を強化する、④市場原理を重視してこれら進めるということである。また、3つのタスクとは、①金融が実体経済を支える存在になることを基本目的とし、②金融リスクの予防とコントロールを行うことを核心目標に掲げ、③金融改革を深化させていくことを動力とする、というものである。

会議は何度かの延期を経て今般の開催に至ったが、その間、金融監督行政の組織変更があるかどうか注目されてきた。現状は金融機関の業態別（銀行・証券・保険）、縦割り規制となっているが、この体制下では現実の急速な金融の動きについて行けておらず、規制のすり抜けが横行するなど、リスク管理や実態把握の点で、弊害や限界が生じていると指摘されてきた。しかし、結局、今回は管理監督機構の大幅な変更は行われず、

新たに設けられる国務院金融安定発展委員会が、党の指導を受けて、縦割り行政の弊害を乗り越えるための調整機能を担うことになると見られる。現段階では本委員会の人事・組織が明らかでなく、具体的にどのような機能を果たすかは、はっきりしない。しかし、中国の金融を取り巻く環境が日々変化しているなかで、今回の会議では国のトップが金融の安定を重視する姿勢をしっかりと示したことは重要だ。今後、金融の監督管理は、細部にわたって、より厳密に行われる可能性があると考えられる。

今回の会議では中国人民銀行についてはマクロプルーデンス管理とシステムリスク防止の職責強化が盛り込まれた。また、金融改革全般に関しては、直接金融の発展を促し、多層化した資本市場体系を作るのと同時に、中小・零細企業や農業等への金融サービスを強化することが強調されている。さらに、企業の債務比率や地方政府債務管理の問題、インターネット金融の監督強化、為替レート形成メカニズムの改革深化、人民元の国際化や資本項目の自由化を緩やかに実現することにも言及されている。これらは、中国の今後の5年間程度の金融改革の目標ということになるが、具体的な施策がどのような順序で推進されるかは、今後の重要会議での要人発言や、中国人民銀行や銀行業監督管理委員会が打ち出す施策をしっかりとフォローしていく必要がある。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。